

大阪地方最低賃金審議会総会

第343回本審議会議事録

1 日 時

令和3年7月26日（月） 14時～15時

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 共用第2会議室

3 出席者

（公益代表委員）

衣笠委員、立見委員、服部委員、水島委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、東本委員

（使用者代表委員）

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

（1）令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正に係る意見等について

（3）令和2年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会 14時)

恩田主任賃金指導官

皆様、お疲れさまでございます。ただいまから大阪地方最低賃金審議会第343回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願い申し上げます。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名の計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する飯島委員、使用者を代表する古谷委員は、本日、所用のため御欠席となっております。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

それでは、皆様、本日もよろしくようお願いいたします。

まず、議事(1)「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

的場賃金課長

それでは、令和3年度地域別最低賃金改定の目安について御報告させていただきます。

お手元の審議会資料1ページの資料1に、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)をお付けしております。

令和3年7月14日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、令和3年度の各都道府県の引上げ額の目安については、AからDランクまで全てにおいて28円とするという結果で取りまとめられました。

また、以上につきまして、同月16日、中央最低賃金審議会において答申され、決定したところでございます。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は28円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

また、引上げ率に換算すると、3.1%となっております。

以上です。

服部会長

どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

柴田委員

中央最低賃金審議会でのこの目安が決定されたという御説明をいただきましたけれども、採決の状況

はどのようなふうになっていたのか、お答えのほうお聞かせ願いたいと思います。

服部会長

事務局からお答えをいただけますでしょうか。

的場賃金課長

申し訳ありません。確認後、お答えさせていただきます。

服部会長

よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただいてよろしいですか。

(はい)

服部会長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

丸山委員

1点だけ確認させてください。今の資料1に上がっています中に、中央最低賃金審議会会長から厚労大臣宛てということで、その中に、「意見の一致をみるに至らなかった」と。それに代えて公益委員の見解というものを提示しますというふうに書かれています。ということで、「意見の一致をみるに至らなかった」と明記されているにもかかわらず、取扱いとしては、通常は全会一致で目安は示されると思うんですが、その目安と同等に扱うということでよろしいということでしょうか、その確認だけお願いいたします。

的場賃金課長

それにつきましては本省に確認しておりまして、同等に扱うことになっております。

丸山委員

分かりました。

服部会長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに何かございましたら、どうぞおっしゃっていただければと存じます。

(なし)

服部会長

特にないようですので、それでは、目安についての御説明の質疑はこれで区切りとさせていただきます。

それでは、議事（２）「大阪府最低賃金の改正に係る意見について」に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

最低賃金法第25条第5項に基づきまして、本年7月6日付で大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他、最低賃金に係る要請等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いてございます。

これから、御意見、御要望を報告させていただきますが、共通の内容のものについては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側からの意見でございます。

7ページ、資料2-1になりますが、これは7月19日付けで全大阪労働組合総連合（大阪労連）から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出があったものでございます。

要旨としまして、新型コロナウイルスの感染拡大の中、非正規雇用労働者の雇用が脅かされ収入が激減していること、最も悪影響を受けているのが、コロナ感染のリスクを負いながらそれでも働かないといけないエッセンシャルワーカーで、その多くが非正規労働者であり、最低賃金近傍で働いていること、最低賃金が上がらなくなれば生活は苦しくなるばかりであり、コロナ禍の中、社会のために働いているにもかかわらず全く報われない、苦しい人たちがさらに苦しくなるように、経済的不振のしわ寄せを被る方向にさらされることから、1、コロナ禍によって景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること、2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、3、最低賃金の大幅上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めることの3点の要望があったものでございます。

同日付けで大阪労連傘下205団体からの意見書の提出があり、この3点の要望につきましては共通事項として要望がなされております。

それでは、共通事項以外の主だった内容の要旨を抜粋して報告いたします。

9ページ、資料2-2になりますが、おおさかパルコープ労働組合から、大阪府最低賃金額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書としまして、おおさかパルコープの労働者約3,000人のうち6割を超す2,000人が非正規労働者であり、最低賃金改定に直接影響を受けていること、その非正規労働者にはシングルマザーや世帯主も多く、ダブルワークやトリプルワークを行っている状況にある者がおり、また現役時代の賃金が低く、年金支給額も低いため70歳を超えても働かざるを得ない状況にある者がいること、そのためにも最低時間給1,500円を早期に実現し、誰でも8時間働けば普通に暮らせる社会を求めるとの意見でございます。

続きまして、11ページ、資料2-3ですが、生協労連大阪府連合会から、2021年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書としまして、大阪府の最低賃金は時間給964円のまま据置きであり、この

金額は1日8時間、週40時間働いても1か月15万円程度にしかならず、年収でも185万円で年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層、いわゆるワーキングプアの増加は深刻である。審議会では、大阪の労働者の実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引上げに踏み込む審議を求めるとの意見書でございます。

続きまして、15ページ、資料2-4ですが、これは全国一般労働組合大阪府本部から、中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善で、コロナ禍の生活不安、経済低迷から脱却するために、大阪府最低賃金1,500円以上の実現を求める意見書としまして、共通事項の要請3つに加えて、最低賃金を日額・月額でも設定することを求めるといった意見書でございます。

その他、個人からも意見書の提出がございました。

続きまして、19ページ、資料3-1ですが、これは大阪弁護士会から最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明としまして提出されたものです。

コロナ禍においては、労働者の多くが勤務先の休業や失職により日々の生活に窮しており、仮に就労できたとしても、現在の低水準な賃金ではその状況から脱することも困難であるという事情は看過できないこと、特に、社会機能の維持に必要な医療・生産・物流等に従事するエッセンシャルワーカーの中には最低賃金に近い水準で働く者も少なくなく、当該労働者の待遇を改善し、人材不足の問題を解消することは社会全体の利益という観点からも急務と言えること、これらのことから最低賃金引上げは喫緊の課題であり、大阪地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会が提示する目安に縛られず、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げることを求めるとの要請でございます。

続きまして、21ページ、資料3-2ですが、UAゼンセンイオングループ労働組合連合会イオンリテールワーカーズユニオンから、大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請があったものでございます。

前回の本年度第342回総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請書がありましたことを御紹介いたしました。同じ要請内容で提出されております。

同じく第342回総会で、全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1,500円を求める要請書としまして、全大阪労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことを御紹介いたしました。23ページ、資料3-3、25ページ、資料3-4は、同じ内容の要請書として、7月19日付けで新たに431団体と7,077筆の個人署名が提出されております。

27ページ、資料3-5ですが、これは7月19日付けで日本共産党大阪府議会議員団から大阪労働局長宛て、コロナ禍から大阪経済、中小企業と雇用を守る重点要望として提出されたものでございます。

その中で、最低賃金を今年から時給1,000円以上に引上げ、1,500円を早期に実現する、府内の非正規労働者等の現状を把握し、大阪地方最低賃金審議会に提供する、中小企業の賃上げ支援予算を抜本的に拡充する、社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度をつくるなど、賃金引上げのための具体策を強化することを求めるといった内容の申入れでございます。

続きまして、使用者側からの意見でございます。

少し戻りますが、17ページ、資料2-5でございますが、これは一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものです。内容としましては、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が、マスコミ報道による飲食業のみならずタクシー事業においても極めて深刻な状況であること、再三にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出・延長や移行により、タクシー事業の経营地盤を

揺るがしかねない惨たんたる結果を招いていること、タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は直接最低賃金額に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にあること、そのため、これらのタクシー業界の現状を踏まえ、最低賃金の改正については慎重の上にも慎重な審議と、昨年に引き続いて改定が見送られることを強く要望するとの意見書でございます。

意見書、要請書等に関する説明は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。何かございますか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、特にないようでございますので、先に進ませていただきます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正について、直接意見聴取を行います。

事務局から御説明をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

本日の意見聴取につきましては、7月6日の第342回総会におきまして御了承いただきましたとおり、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員に御選任いただきました5名の方に意見聴取を行うことを予定してございます。

服部会長

ただいま御説明がございました。

それでは、5名の方から御意見を承ることといたします。

発言時間はお一人10分以内ですが、全体の総枠40分を超えない範囲ということにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

意見聴取につきましては、事務局で進行をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

承知いたしました。

それでは、まず、イオンリテールワーカーズユニオン長吉支部副支部長、牛丸志麻様をお願いいたします。

牛丸陳述者

皆さん、こんにちは。牛丸志麻と申します。

本日は、この審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をありがとうございます。
私は、イオン長吉店でパートタイマーとして働いております。一月の契約時間が158時間ということもあり、額面では約15万円、手取りでは約12万円となります。

現在は80歳になる義理の母と同居をしており、将来の介護に対する心配も抱えております。母は専業主婦であったこともあり、年金の受給額も少ないです。将来のことを考えると少しでも蓄えをしておきたいのですが、家賃など固定費に生活費、お金がかかり、貯蓄に回す十分な余裕がありません。

また、私自身も今は健康で働いておりますが、2年ほど前に大きな手術をして、1か月間休職をやむを得なくしました。もし、また急に体を壊し、今より短い時間での働き方になることも恐れ、将来のことも考え貯蓄をしておきたいのですが、日々、そういう気持ちと、不安になりながら働いております。将来、母の介護も必要になるときが来ると思います。今以上にお金が必要になりますが、働ける時間も短くなり、収入も減ることになるでしょう。

また、職場の仲間には、子供が小さく、平日限定の勤務で契約をしているシングルマザーなどもおり、採用時給の970円で働いています。土日、祝日なども子供を預かってもらえる保育園もありますが、決して多くありません。子供の延長保育代が自分の時給よりも高くなる場合などもあり、働きたくても働ける時間帯が限られている方もいます。最低賃金は私たち働く者にとってのセーフティーネットであるはずですが、最低賃金近傍の賃金で限られた時間でしか働けず、安心して子育てができるでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症により、危機的状況が1年以上たった今も続いております。イオン長吉店は、地域のエッセンシャルワーカーとして、感染への恐怖を感じながらも従業員一丸となって休むことなく営業を続けております。感染症対策のために、休憩時間も気軽に雑談もできない緊張感のある毎日を過ごし、今まで以上にストレスを抱えながら働いております。

今、さらに真面目に働いている人が安心して生活できる賃金水準が求められています。コロナ禍で働く全ての労働者への対価として、最低賃金の大幅な引上げをよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西、河野みどり様をお願いいたします。

河野陳述者

河野みどりと申します。よろしく申し上げます。

私は、出産後2か月で夫が家を出ていき、それ以降、1人で子供を育てています。夫とは離婚協議中で、もう3年になります。婚姻費用など経済的な援助は受けていません。離婚が成立していないので、児童扶養手当やコロナ禍での臨時給付金などのひとり親向けの福祉制度は受けることができません。

仕事は、高齢者介護施設で食事の盛りつけなどの調理補助をしています。時給は975円で、1日4時間、週4日勤務で、月にすると16日から18日働いています。働き始めたのは1年前の4月からで、当時、子供が1歳半で手がかかり、実家は愛媛県で、育児を協力してくれる親族が近くにおらず、育児の時間を確保しなければならなかったもので、週16時間以上は働くという条件で認定を受け、保育園

に入園させました。保育料金は、元夫と別居後、世帯分離していたため、低所得世帯となり無料です。この点は非常に助かっております。保育料無料化は3歳からなので、3歳未満の子供を保育園に入園させるには有料となり、二人親共働き家庭だと、所得にもよりますが、2万から4万円かかる場所です。

1か月の食費は、子供がまだ小さいこともあり、抑えながらも1万5,000円から2万円ほどかかります。食材はスーパーで見切り品を見て購入しています。値引き前の商品を買うことに非常に抵抗を持つようになりました。子供が育っていく過程で栄養を取らせてあげたいと思うより、少しでも安い物を買って現金を残しておかないといけないという気持ちになります。子供が熱を出しても、心配より先に仕事を休まないといけない、日給がなどと思ってしまう。

給料は、1か月6万から7万円です。この中で、食費のほか保険代、携帯電話代、交通費、日用品等の生活費をやりくりしています。この3年間で、自分の服を買ったことは一度もありません。美容室で髪を切ったのは、1回だけです。化粧品も、ドラッグストアで1,000円以下の安い物を使うようになりました。

1年前、同期入社した50代の男性は、パート職員から1年経過しても正職員になれず、時給は970円から975円の5円しか上がらず、生活が苦しいと言い退職しました。入社時は、福祉系の資格を取れば正職員になれると聞いていたらしく、男性は1年間、正職員と同じ時間働き、ヘルパー2級の講習を受け免許も取得したのに、パートのままで5円しか上がっていなかったと嘆いていました。パート職員はボーナスがなく、8,000円程度の寸志のみです。私は、現在は元夫が借りた家に住み、家賃だけは元夫が支払っていますが、離婚が成立したら子供と二人で別の部屋に移り住み、生活をしていかなければなりません。

離婚後は元夫からの養育費があると思われるかもしれませんが、統計では日本の離婚者の8割が養育費の不払いが続いていると言われております。元夫が養育費を確実に支払い続けるという保証はなく、また取り締まる法律はないため、離婚後の生活は今のような職場の条件では非常に不安です。せめて時給が1,000円を超えるようになってほしいと思っています。子供の成長を振り返る余裕もなく、毎日毎日が大変です。今後、子供も大きく成長していくに当たり、教育費用も上がっていくと思われるので、少しでも貯金ができるような安定した収入が欲しいと思っております。

恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、連帯ユニオン関西ゼネラル支部、大西ゆみ様をお願いいたします。

大西陳述者

皆さん、こんにちは。連帯ユニオンの大西ゆみと申します。

私は、去年まで、コロナ指定病院となっている十三市民病院で非正規として働いていました。そのときは医師や看護師たちはコロナの危険手当を支給されていましたが、私たち非正規社員には1円もコロナ手当が出ませんでした。そのとき、私はほかの市民団体の人たちと立ち上がって、大阪市役所に意見を述べに行きました。その結果もあってか、私たち非正規も1日3,000円のコロナ手当を支給されることになりました。しかし、その後、私は大阪市や会社から圧力を受けまして、仕事がなくなってしまうました。その後は灼熱の暑い倉庫の中で、物流の会社で非正規としてまた働いています。

今、最低賃金で働いていない方たち、この中で、最低賃金で働いているということが、その賃金で生活しているということがどういうことか、ちょっと想像してみてください。週40時間働いても手取りは12万円です。私にはボーナスなど一切ありません。これで、まともに生活ができるでしょうか。もし、私がかげがをしたり、コロナに感染したり、熱中症で倒れてしまったら生活はすぐに崩壊してしまいます。しかし、その上、文句を言ったり、何か意見をすれば、以前の十三市民病院のときのように私は会社から追い出されてしまうでしょう。今はそういう状態の中で、暑い倉庫の中をはいずり回って仕事をしています。

日本の最低賃金は、全国で平均たったの902円と先進国の中でもかなり低いと思います。その上、年間20万円以上の消費税を払わなければいけない、この低い収入からさらに20万円を税金として納めなければいけません。そのために、私の仲間、多くの労働者、同僚たちはダブルワークや長時間の残業で心身ともに疲れ切っています。このような疲れ切った私たち労働者が、生産性を向上させたり、経済をよい方向に回していくことが本当にできると思いますか。私は到底できないと思います。ましてや、自分の仕事や生活を楽しんだり、仕事の質をよくしたりする余裕など本当になくなってしまっています。

現在、各地で取り組まれている最低生計費調査によると、時給は1,500円から1,600円にならなければ、普通に憲法が示しているように健康で文化的な生活ができないとの結果が出ています。御存じのとおり、私、海外に住んでいたんですけども、貧困が進んでいる街では犯罪が激増していました。

最近の日本のニュースを見たところでも、所持金がゼロの人、おなかが減っていたという理由で、セブンイレブンなどで万引きが増えているということなんです。現在の最低賃金では、満足に食料品を買うことだってできません。そうなれば、気力がなく、仕事を探す気も出てこないと思います。

時給が、もし今よりも大幅に上がれば、現在失業している人は国からの手当に頼って生活しなくても、また仕事に戻りたいな、自立したいなと思って可能性が高くなると思います。失業者が自立すれば、国の負担だって減るんじゃないでしょうか。今年の6月18日の閣議決定でも、全国一律1,000円に取り組むとしていました菅首相も、1,000円になるように早急に努力すると言っておられました。

コロナで人々がこんなに不安になっている今こそ、最低賃金の思い切った底上げが絶対に必要です。

中央最低賃金協議会で大阪については992円と賃金が上がるようですが、せめて1,000円になれば、もう少し私たちの暮らしも、そして将来を見るようなこともできるのではないのでしょうか。生活が不安になれば、国の治安も悪くなる、経済も悪化します。その反対に労働者の生活が向上すれば生産性が上がり、安全で安定した社会を生み出し、貧困労働者を減らし、労働の質を向上させる。そのためにも、今年こそは大幅に賃金を改定していただくことを強く要望します。どうか大幅な改定をお願いいたします。ありがとうございました。

恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、全国福祉保育労働組合大阪地方本部書記次長、小林里美様にお願いいたします。

小林陳述者

小林と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、意見を述べさせていただきます。

最低賃金法が言う低廉な賃金とは、具体的にどんな生活実態で、何円でしょう。労働条件の改善となり、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する最低額とは、何円だと皆さんお考えになられるでしょうか。国が正規、非正規の不合理な格差の是正、同一労働同一賃金を義務化したのですから、本来であれば最低賃金は全産業平均を根拠にしてもいいと思います。総務省統計局の令和1年度の調査を参照すれば、全産業常用労働者の平均月給は32万2,612円です。それを月間平均労働時間144時間で割ると、時給は2,240円です。これは国が調べた一つの実態です。

もう一つの実態、全労連が実施している最低生計費調査によれば、どの都市でも、25歳の単身者が生活するには1,500円、月給23万円が最低必要だという結果が出ています。実際、今の大阪府の最低時給964円だと、1日8時間、月21日間労働で計算すると月給16万1,952円、税や社会保険料3万872円を引くと、手取りは13万1,080円です。

大阪府の労働相談センターが作成し、今年の5月に発行した「高校生必見！働く前に知っておくべき13項目」というパンフレットには、第1章第1項に、大阪市で20代の青年が独り暮らしをするのに必要なお金の管理についての事例が載っています。その事例では、税や社会保険料を差し引いた手取りで16万5,000円が必要とされています。高校生が卒業後、社会人として生活をスタートさせるために必要な額として、大阪府が例示したこの手取り額を実現するのに必要な給与は月給20万円、時給1,190円以上です。

私が働く民間の福祉職場では、非正規労働者が激増し続けています。本人が非正規雇用を希望しているわけではありません。事業所が希望しているわけではありません。過去には、ほぼ全てが正規職員だった福祉職場を財政難や人手の確保の困難さを理由に政策的に非正規雇用に置き換えてきたのは政治です。

令和1年度の介護労働安定センターの調査によれば、65%の介護事業所が人手不足を訴え、ヘルパーは50歳以上が4割近くを占めています。この年齢構成は、10年前の年齢構成がそっくりそのまま移動しており、若者が就職してこない職場であることが明白になっています。ヘルパーに従事する労働者の85%以上は女性です。そして、59%、6割近くが非正規雇用です。介護労働者全体の日給平均は9,693円、時給の平均は1,185円です。フルタイムで5日働いても月給20万円に届かず、先ほどの20代の青年が独り暮らしを始めるレベルの金額です。

昨年末の福祉保育労が行った大阪府交渉で、6時間も帰らないヘルパーさんがいると利用者から連絡を受け、事業所が確認をしたら、そのヘルパーさんが認知症を発症していたという事例の訴えがありました。60歳になったらめでたい定年ではなく、年金を受け取れるようになる65歳まで無収入の失業者になる社会の現実、年金を受け取れるようになっても生活費が足りない社会の現実が、所得の低い女性の高齢者をコロナ禍でも働かせ、その人手に頼らざるを得ない貧しい福祉をつくっているのです。そのような高齢者が働かなければならない実態、そのような高齢者に頼らざるを得ない、若者が選択できない福祉の実態を改善したいと強く思っています。

また、福祉保育労働組合には、児童養護施設や乳児院で働く仲間がいます。24時間の交代勤務で慢性的に人手不足の中、行政交渉には自分の時間を割いて発言を準備し、仲間を支え必ず参加してきます。施設で暮らす子供たちが子供の時期に苦難を背負うことがあっても、居場所を得ることで自分の人生を手にして巣立っていくとき、社会が信頼でき、安心できる場所となるよう改善を求めて立ち上がっていくのです。

施設で暮らす子供たちに塾や習い事に通える予算はありません。義務教育の中で自分で努力するしかありません。進学したくても、日本の奨学金は借金です。どんな境遇に生まれた子供でも、社会に出る際には等しく自信を持って働き、社会を信頼して暮らせる土台となる賃金がどうしても必要です。大人でも生活を維持できないような厳しい水準しか実施できないほど、日本は貧しい国なのでしょうか。

国の労働政策に盛んに掲げられる生産性を上げることの目的や企業活動の目的は何でしょう。目先の利益と蓄財に固執させられ、何百年かかっても個人では消費し切れないような資産をためた人がコロナ禍の中で増加しました。その富の集中は、経済の成長ではなく雇用を劣化させ、賃金を低く抑え、不公正な税制で、すさまじい貧困を加速させる中で収奪されたことによりもたらされていると思います。そもそも、日本も世界も経済はよくなっていません。富の偏りは、貧困とともに、気候変動という時限を切られた切迫した課題も生み出してしまっています。富を偏らせるだけの見せかけの成長ではなく、実態の裏づけがある、人の生活に密着した環境を守る消費の拡大こそ経済のエンジンです。

国際社会は、この困難な課題に取り組んでいます。困難だから、分からないからと横に置かない、生存の危機がかかった課題だからです。お金はためずに流通させてこそ生きます。確実な消費を引き上げる体力が心配なら、政策で中小企業を根本的に支援する手だてを取れます。賃金は生活費です。

能力や成果へのご褒美ではありません。雇用と消費を生み、地域経済を再生し、子供の未来を保障するために、最低賃金1,500円の実現を強く求めます。最低賃金引上げの経済的な効果により、暮らしにゆとりと安心がもたらされ、大阪らしい人情の厚い地域が再生されることへの強い期待を込めて陳述を終わります。

恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、大阪商工会議所常議員、株式会社サクラクレパス代表取締役会長、西村貞一様、お願いいたします。

西村陳述者

ただいま御紹介いただきました大阪商工会議所で常議員を務めております株式会社サクラクレパスの西村でございます。

本日は、このように意見陳述の場を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。早速ですが、今年度の大阪府最低賃金の改定に当たりまして、中小企業の立場から意見を述べたいと思います。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大で経済活動は縮小し、度重なる緊急事態宣言発令や自粛要請による需要の減退をはじめ、我が国経済は戦後最大の危機を迎えております。足元、ワクチン接種が進むことで一縷の光明が見えかけているものの、まだまだ先が見通せない中、経済活動の本格化までには長期戦を覚悟しなければなりません。

大阪商工会議所が5月に実施いたしました経営・経済動向調査でも、本年度4－6月期の国内景気は前期と比べまして下降と見る回答が4割を超えました。また、今年度の経営上の懸念事項としては、国内需要の低迷を上げる事業者が6割弱、事業・営業活動への制限・規制が5割台半ばとなるなど、先行きも決して明るいものではありません。ヒアリングで聞かれた声でも、緊急事態宣言で休業・時短協力金の支給も遅れ、資金繰りが厳しいとか、旅行需要の減退で業績が悪化し、賃金を一時的に大

幅カットしているなど、大変厳しいものとなっております。また、大阪商工会議所では、本年4月に中小企業を対象に行った調査の中で、最低賃金の改定について聞きました。その中では、コロナ禍が収束するまで現状の金額を維持すべきと答えた割合が、5割台半ばで最多となりました。こうした中、中小企業は、政府による緊急融資、各種補助金の支給、雇用調整助成金、事業の再編支援などの公的な援助を受けて辛うじて持ちこたえているのが実態でございます。

こうした状況で最低賃金の引上げを実施することは、多くの中小企業をさらに窮地に追い込むばかりではなく、事業者がやむなく人員の削減を強いられ、雇用に悪影響を与えることを強く懸念しております。大阪においては、こうした足元の中小企業の窮状を見ると、本年度は最低賃金を引き上げる状況にはなく、据置き、凍結が妥当であります。

そのような中、先日、中央最低賃金審議会で示された目安は、世間的な賃上げ水準をも大きく上回り、現下の経済情勢やぎりぎりの経営の中で耐えている中小企業を無視したものでございました。到底納得できるものではありません。政府の方針がそのまま目安に反映されるのであれば、審議会は必要ないばかりか、現在の最低賃金の決め方自体にも疑義が生じるのではないのでしょうか。さらに、政府は、この経済情勢の下、最低賃金の引上げを図るのであれば、それによって影響を受ける企業への新たな支援や雇用対策も一体的に示すべきだと考えております。

一方、業績のよい企業が、賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。現下の情勢においても業績のよい企業は、その能力に応じて賃上げを検討すべきは当然のことです。ただ、今後の企業の雇用コストを考えますと、社会保険料負担のさらなる増加も考えられる中、最低賃金が急激な上昇を続ければ雇用に大きな影響を与えるのではないかと危惧しております。

最低賃金は、企業の業績のよしあしにかかわらず、全ての企業に罰則つきで適用されるものであり、賃金水準の引上げのために、一律に強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではありません。最低賃金は、公労使が審議会で議論をして決定するものであります。その決定基準も、最低賃金法により労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるとされております。このうち、通常の事業の賃金支払い能力が大きく毀損され、政府による各種支援策で辛うじて事業を継続している企業が多い当地大阪の現状を踏まえまして、公労使が議論を尽くされることを切にお願いいたします。

私からは以上でございます。本日は貴重な時間を頂戴し、誠にありがとうございました。

恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

意見陳述は以上でございます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

服部会長

ただいま5名の方から御意見を承りました。陳述をいただきました内容について、何か御質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか、委員の皆様。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

質問については特段にないようでございますので、質問について区切りにさせていただきます。

大阪府最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、ただいまの意見陳述の御意見についても十分御留意の上、審議をしていただくようお願いをいたします。

なお、地域別最低賃金専門部会は、効率的な審議を行うため、目安が出る前から調査審議を始めるという了解事項によりまして、7月21日水曜日から第1回目を開催しております。

今後の大阪府最低賃金専門部会日程については、事務局から御説明をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

承知いたしました。今後の日程につきまして説明いたします。

資料4、29ページになりますが、ここに令和3年度大阪府最低賃金の審議の進め方というペーパーを入れております。これを御覧ください。

大阪府最低賃金専門部会、これは真ん中の列の部分ですが、これにつきましては、第2回目の本日、本総会後の7月26日月曜日午後3時30分、第3回目を7月28日水曜日午前9時、第4回目を7月30日金曜日午後1時30分、第5回目を8月3日火曜日午後1時30分にそれぞれ開催を予定しております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

御質問がないようですので、先に進ませていただきます。

それでは、意見陳述の皆様、ありがとうございました。

意見陳述及び随行の方で御退席になる方は、ここで御退席をいただいて結構でございます。

それでは、続きまして、議事(3)「令和2年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について」に入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

令和2年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況の報告について御報告する前に、冒頭、御質問のございました採決について先に御回答させていただきます。

中央最低賃金審議会7月16日答申の日の審議会の状況ですが、公労使18名中16名が出席し、反対が4名でした。

以上です。よろしいでしょうか。

そうしましたら、引き続き、大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況の報告について、御

報告させていただきます。

それでは、事務局から昨年8月20日付けで大阪府最低賃金審議会答申の際、御要望いただきました附帯事項について、行政の取組状況について報告いたします。

資料31ページを御覧ください。

まず、ページ下、中央のページ番号1ページに記載しておりますとおり5項目ございました。これら5項目に対して取り組んだ状況を、順に御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

まず1項目目、最低賃金の的確な周知広報と履行確保でございます。

周知広報は、できるだけ多くの大阪府民に知ってもらえるよう様々な手段を用いてリーフレット、ポスター配布等のほか、大阪府内全自治体の広報誌への掲載、在阪鉄道各主要駅でのポスターの掲出、ケーブルテレビ、ユーチューブ等、あらゆる媒体を活用し積極的に行いました。

リーフレットは大阪局独自で作成しております地方最低賃金、特定最低賃金、近畿版の3種類で、特に地方最低賃金のリーフレットは、厚生労働省作成のリーフレット、ポスターが到着するまでのタイムラグを埋める意味もあり、先に作成して、自治体・関係団体を中心に送付しております。

また、近畿版は、近畿全体の特定最低賃金も含め全てが出そろわないと作れないため、最後に作成することとなりますが、近畿圏内に複数の拠点を持つ企業や派遣業などに分かりやすいよう作成し、近畿2府4県の労働局共通で使用しております。

次に、3ページを御覧ください。

団体などに所属しておらず、情報が伝わりにくいと考えられる事業主への周知策といたしまして、労働保険年度更新会場やハローワーク、また、大阪国税局に依頼して確定申告会場でも周知を行いました。

次に、4ページです。

履行確保についてです。

最低賃金に主眼を置いた監督を例年1月から3月にかけて行っておりますが、令和2年度は監督開始直前に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、それまで準備していた監督が実施できなくなりました。そのため、対象事業場に全国統一様式の自主点検票を送付し、返送してもらうという方法に切り替え、調査票の内容から違反が疑われる事業場と返送されなかった事業場に対し、緊急事態宣言解除後監督を行うことになりました。調査票送付件数901件、そのうち回収した調査票は842件となりました。

令和元年度までは、平成28年度からの監督強化もあり、監督件数は年々増加しておりましたが、毎年130件程度の違反があることから、今後も確実に監督を進めてまいります。

以上の周知、履行確保の取組については、令和2年度の最低賃金が据置きとなったことから、周知広報を依頼した先の機関の判断で広報されなかった事例が一部ありました。今後、改定の有無やその額にかかわらず、その時期に必ず周知していただくよう強く働きかけてまいります。

また、主眼監督については、集約した調査票の分析を進め、今後の履行確保の徹底に生かしてまいります。

次に、5ページを御覧ください。

2項目目の中小企業に対する生産性向上等の支援措置を関係省庁・団体と連携し、利活用を促進する取組でございます。

まず、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターですが、これらは働き方改革の実現に向けて、最低賃金総合相談支援センターの機能を拡充・発展する拠点として、助成金の活用、就業規則の作成、賃金規定の見直しなど、中小企業を対象とした幅広い労務に関する支援を行う機関で、引き続き大阪府社会保険労務士会に委託しております。

このセンターを幅広く周知するため、先ほど周知広報の中で説明いたしました地方最低賃金、特定最低賃金、近畿版の3つの大阪労働局版のリーフレットの裏面を活用した周知に併せ、5ページにございますが、「同一労働同一賃金、専門家を派遣します」のリーフレットは、裏面を相談申込書として、特に最低賃金の雇用が多い事業場等に対して最低賃金改定の連絡と併せて直接郵送しております。

次に、労働基準監督署における取組といたしましては、労働時間相談・支援コーナーを設置し、窓口や集団指導の説明及び訪問支援を主に実施してまいりました。

令和2年度は、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、集合・訪問形式の活動は大幅に制限されましたが、相談件数自体は助成金に関するものを中心に前年の1.5倍となりました。

次の省庁・自治体の枠を超えた支援制度のリーフレット配布について申し上げます。

先ほどの同一労働同一賃金や最低賃金のリーフレットも含め、中小企業支援のためのあらゆる公的な支援のリーフレットをセットにし、最低賃金主眼監督時を中心に配布するものです。その主眼監督が予定どおり進まなかったことで、個別相談で配布するほかは同様に少なくなりました。

6ページに進みまして、大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会につきましては、令和元年に最低賃金履行の環境を整えるための支援策を各省庁横断的に周知するため設置されましたが、こちらも新型コロナの影響で会合は中止となりました。そのため、メールで資料や意見の共有を行いました。

以上のとおり、中小企業に対する生産性向上支援に取り組んでまいりましたが、新型コロナの影響により、労働局で取り扱う支援策である業務改善助成金は着実にその利用件数を増やしております。

キャリアアップ助成金もやや減少傾向にあるものの、ほぼ例年並みの利用件数を保っております。

特に、業務改善助成金に関しましては、今後、特に業況の厳しい事業場を中心に、特例的な要件緩和・拡充が行われます。こちらも併せて積極的な周知を進めてまいります。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの利用状況につきましては、令和元年度は新型コロナの影響により前年の20%減となりましたが、令和2年度はコロナ関連の助成金や相談が大幅に増加し、前年度の57%増し、一昨年の25%増しとなりました。過去最高の利用者となりました。今後も様々な相談を受け、それを契機に働き方改革につなげていければと考えております。

大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会では、共有した意見を基に当局のリーフレットの見直しを進めるなど、一定の成果を得ることができました。

次に、3項目目の行政機関が業務委託を行う際の最低賃金履行確保配慮要請についてでございます。

毎年9月に、厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書を発出し、12月までには大阪府知事と大阪労働局長の連名で、そのほかの各自治体に、また労働基準部長名で国の在阪機関や独立行政法人等にも要請文を出しております。

さらに、今年度は特に、最低賃金にかかる情報の提供に関する協定について、協定未締結の各自治体に対して、先ほどの配慮要請文書とは別に勧奨文書を送付いたします。この協定は、現在、大阪市、堺市とそれぞれ締結しておりますが、自治体が委託契約時点でこの協定を委託先に説明することで、

最低賃金違反を未然に防ぐことができると考えております。勧奨文書を受け取った自治体からの反応もあり、現在、相談を進めている自治体が幾つかある状況でございます。

最後に4項目目です。

不公正な商取引による中小企業の賃金支払い能力が不当に下げられることのないよう法令遵守の徹底を図る取組でございます。

こちらは、下請駆け込み寺事業に係る近畿ブロック情報連絡会議として経済産業省などと連携を図っており、令和2年度はこちらも新型コロナウイルスの影響で会議は中止となったものの、事務局である公益財団法人全国中小企業振興機関協会がメールで資料の収集や共有を行うこととなっております。

また、労働基準監督署が、親事業者の禁止行為または建設業法違反のおそれを認めた場合は、所管の官庁に通報する制度が整備されております。下請業者の同意なく通報することができるよう平成31年1月から拡充されておりますので、今後も適切に運用していくこととしております。

附帯事項の5項目目につきましては、ただいま説明いたしました、4項目目の取組状況を検証し、本総会で報告させていただくことになっております。

これら取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

服部会長

御説明ありがとうございました。

並びに、先般の御質問に対する回答も先ほど頂戴いたしました。

それでは、以上の説明あるいは回答につきまして、何か御質問がありましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、続きまして、議事(4)「その他」に入ります。

その他、何かございませんでしょうか。ございませんか。

(な し)

服部会長

それでは、特になければ、次回の日程について、事務局からお願いをいたします。

恩田主任賃金指導官

次回の日程につきましては、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月4日水曜日午後4時から予定してございます。会場は、大阪地方合同庁舎第4号館2階共用第2会議室です。

我々が今いるこの場所になります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、次回もよろしく願いをいたします。

本日の会議の議事録への署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをいたします。

よろしく願いをいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(閉会 15時)